2　前項に規定する申請書を提出した者は、その提出後、その氏名若しくは名称又は住所を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該申請書を提出した金地金等の譲渡の対価の支払者に、その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所を記載した届出書を、令第三百五十条の九第二項において準用する令第三百二十七条第二項各号に掲げるいずれかの書類の写し（当該変更後の氏名又は名称及び住所の記載があるものに限る。）を添付して提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名若しくは名称又は住所を変更した場合も、同様とする。

3　第一項の規定により同項の帳簿を作成した金地金等の譲渡の対価の支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第一項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

4　金地金等の譲渡の対価の支払者は、その受理した第一項に規定する申請書（令第三百五十条の九第三項に規定する書類を含む。）及び第二項に規定する届出書（同項に規定する書類を含む。）を、当該受理した日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

（金地金等の譲渡の対価の支払者の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等）

第八十一条の四十　金地金等の譲渡の対価の支払者は、令第三百五十条の十第一項（金地金等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定による確認をした場合には、同条第二項の規定により、同項に規定する帳簿に、令第三百五十条の八（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知の際に提示された令第三百五十条の九第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）において準用する令第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に掲げる書類の名称を記載することにより、当該確認した旨を明らかにしておかなければならない。

2　金地金等の譲渡の対価の支払者は、令第三百五十条の十第二項に規定する帳簿（令第三百五十条の九第三項に規定する帳簿を含む。）を、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

第八十二条第二項第一号中「法第十条第一項」を「第十条第一項」に、「非課税）、法」を「非課税）」に、「若しくは法」を「若しくは」に、「同法第四条第一項」を「第四条第一項」に、「同法第四条の二第一項」を「第四条の二第一項」に、「同法第四条の三第一項」を「第四条の三第一項」に、「同法第八条第一項」を「第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項」に、「若しくは同法」を「若しくは」に改める。

第八十六条第一項中「国内源泉所得」の下に「又は第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）」を加え、同項第四号中「第百八十三条第一項第二号」を「第百八十三条第四項第三号（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで同条第一項第二号」に改め、「（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「年金」の下に「（相続等生命保険年金を除く。）」を加え、同項第三号中「支払うべき生命保険金等」の下に「（相続等生命保険年金を除く。）」を加え、「（昭和二十五年法律第七十三号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　生命保険金等の支払をする者は、当該生命保険金等が法第二百九条第二号に掲げる年金である場合には、当該生命保険金等（以下この条において「相続等生命保険年金」という。）に係る前項の調書に、同項各号に掲げる事項のほか、当該相続等生命保険年金に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　支払開始日（令第百八十五条第一項第一号（相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）に規定する支払開始日をいう。）

二　令第百八十五条第一項第一号イに規定する残存期間年数、同項第二号イに規定する支払開始日余命年数に係る同号イに規定する契約対象者についての支払開始日における年齢（以下この号及び次条第二項第二号において「支払開始日年齢」という。）、令第百八十五条第一項第三号に規定する支払期間年数及び支払開始日余命年数に係る支払開始日年齢、同項第四号イに規定する保証期間年数及び同号ロに規定する支払開始日余命年数に係る支払開始日年齢又は同項第五号に規定する支払期間年数及び支払開始日余命年数に係る支払開始日年齢並びに同号イに規定する保証期間年数

三　令第百八十五条第一項第一号に規定する支払総額又は同項第二号から第五号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額

四　令第百八十五条第一項第八号又は第九号に規定する割合

五　当該相続等生命保険年金が令第百八十五条第二項の規定の対象となる年金である場合には、当該相続等生命保険年金に係る権利について相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定により評価された額

第八十七条第一項中「国内源泉所得」の下に「又は第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）」を加え、同項第四号中「第百八十四条第一項第二号」を「第百八十四条第三項第一号」に改め、「保険料等」）の下に「に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで同条第一項第二号」を加え、「又は掛金」を「若しくは掛金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「年金」の下に「（相続等損害保険年金を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　損害保険等給付の支払をする者は、当該損害保険等給付が法第二百九条第二号に掲げる年金である場合には、当該損害保険等給付（以下この条において「相続等損害保険年金」という。）に係る前項の調書に、同項各号に掲げる事項のほか、当該相続等損害保険年金に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　支払開始日（令第百八十六条第一項第一号（相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）に規定する支払開始日をいう。）

二　令第百八十六条第一項第一号の規定により当該相続等損害保険年金を令第百八十五条第一項第一号（相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）に規定する確定年金とみなして計算する場合における同号イに規定する残存期間年数又は令第百八十六条第一項第二号の規定により当該相続等損害保険年金を令第百八十五条第一項第五号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号に規定する支払期間年数及び支払開始日余命年数に係る支払開始日年齢並びに同号イに規定する保証期間年数

三　令第百八十六条第一項第一号に規定する支払総額又は同項第二号の規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額

四　令第百八十六条第一項第五号又は第六号に規定する割合

五　当該相続等損害保険年金に係る権利について相続税法第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定により評価された額

第九十条第二項中「法第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者（次条から第九十条の五まで（先物取引に関する支払調書）を「国内に恒久的施設を有する非居住者（法第二百二十五条第一項第十号（株式等の譲渡の対価等の支払調書）に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。次条から第九十条の六まで（金地金等の譲渡の対価の支払調書）」に、「国内に恒久的施設を有する非居住者」という」を「同じ」に改め、「（株式等の譲渡の対価等の支払調書）」を削る。

第九十条の五の次に次の一条を加える。

（金地金等の譲渡の対価の支払調書）

第九十条の六　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する金地金等（以下この条において「金地金等」という。）の譲渡の対価（法第二百二十四条の六に規定する対価をいう。以下この条において同じ。）の支払をする法第二百二十四条の六に規定する支払者は、法第二百二十五条第一項第十四号（金地金等の譲渡の対価の支払調書）の規定により、その対価の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。